

2026年2月27日

各位

株式会社埼玉りそな銀行

「当座勘定規定（個人当座用）」の一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、埼玉りそな銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

当社では、2026年9月30日(水)に手形・小切手の振出期限が到来します。それに伴い、2026年4月1日(水)より当座勘定規定（個人当座用）を以下の通り改定します。なお、本改定はすでにご契約のあるお客さまにも適用されます。

今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【新旧対照表】

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>第7条（小切手、手形の支払）</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>②前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出の事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出したまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>④当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p> | <p>第7条（小切手、手形の支払）</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、2026年10月1日以降に振り出された小切手または手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>②前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出の事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出したまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>④当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。または当社所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>⑤前項の払戻しに当社所定の払戻請求書を使用する場合は、届出の署名による記名のうえ、口座開設店またはその他当社が特に認める店舗に提出してください。また、払戻に際して、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> |

以上